

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する 提言・重点要望

基礎自治体を重視した地域主権の確立に向けて、真の地方分権改革を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じ、第二期地方分権改革を強力に実行されたい。

1. 地方自治の根幹に関わる事項について、国と地方の代表者が対等の立場で地方に関する事項を協働して政策を立案し執行に反映させる「国と地方の協議の場」の法制化を早期に実現すること。

なお、新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、地方への速やかな情報提供等を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

2. 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、役割分担に基づく事務事業の再配分を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業を地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みの構築を図ること。

3. 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、地方分権改革推進委員会の第2次及び第3次勧告で示されたすべての条項及び政省令に基づくもの等について、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

4. 国と地方の二重行政を解消する見地等から、地方の実情等を踏まえて国の出先機関の見直し等について検討を進めること。

5. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充するとともに、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系等を構築

すること。

また、安全・安心な住民生活を保障するために地方交付税の有する財源調整・財源保障の両機能が充分発揮できるよう、地方交付税の法定率の引上げ及び総額の復元・増額を行い、一般財源の充実を図るとともに、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

6. 地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、「都市自治体への権限移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」、「分権型社会に向けた税財政制度の構築」等について、地方分権改革の全体的な工程表を明らかにし、早期に地方分権改革推進計画を作成すること。その際、都市自治体の意見を十分に尊重すること。

また、計画作成後、速やかに「新分権一括法案（仮称）」を国会に提出すること。

さらに、勧告事項に対する政府の取組状況等をフォローアップし推進するための組織を設置すること。

7. 道州制の議論にかかわらず、特に基礎自治体の権限強化と財源確保を最大限図るなど、第二期地方分権改革を着実に推進すること。

8. 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する 提言・重点要望

都市自治体においては、地震や集中豪雨等の大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

- (1) 大規模災害の発生時に迅速かつ的確な対応を図るため、国・都道府県・市町村等にわたる総合調整体制の強化を行うとともに、災害に対する予防・災害応急・災害復旧体制の確立を図ること。

また、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材育成等の事業を推進すること。

- (2) 災害時における被害の早期復旧を図るため、特別交付税の算定や地方債の元利償還金における交付税算入率の引き上げ等、災害復旧に係る地方負担に対する所要の財政措置を講ずること。

また、災害の発生メカニズムの解明等、未然防止も含めた自然災害等に対する抜本的な対策と所要の財政措置を講じること。

- (3) 局地的集中豪雨や突風、竜巻、落雷等、地球温暖化の影響と考えられる異常気象の多発により、大規模な都市型水害等が頻発していることから、ハード面での治水対策に加え、情報伝達システムの整備をはじめとする総合的な水防対策を推進すること。

- (4) 災害時に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備等、情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

- (5) 被災者生活再建支援制度や住宅応急修理制度について、被害の程度に応じた段階的な支援を行うため、被害認定基準運用指針を見直すとともに、支援等にかかる適用要件の緩和や支給限度額の引き上げを行うなど、支援制度を拡充すること。

- (6) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

2. 地震及び火山災害対策の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域を地震防災対策強化地域に指定するとともに、

具体的かつ充実した総合的な地震防災対策を早期に講じること。

- (2) 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。

また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

- (3) 地震災害に対する総合的な基本計画の策定や防災対策の強化を図るとともに、地震観測体制、津波観測体制及び緊急地震速報体制の一層の整備充実を図ること。

また、活断層の活動特性を解明するための調査研究を推進すること。

- (4) 庁舎、公民館等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。
- (5) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、耐震化に係る財政措置を拡充すること。
- (6) 大規模な地震等が発生した場合に孤立する恐れがある中山間地域について、危険箇所の調査及び防災対策を講じるとともに、被害状況の受発信を行える衛星携帯電話の配備や避難所の耐震補強等に対して財政措置を講じること。
- (7) 被災した観光地が地震による風評被害を受けないよう、正確な情報の周知、広報等について適切な対策を講じること。
- (8) 平成 22 年度までの時限措置となっている地震防災対策特別措置法並びに地震防災緊急事業五箇年計画の延長措置を講じること。

3. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。
- (2) 消防防災施設等の整備並びに緊急消防援助隊の設備の整備を促進するため、財政措置を拡充すること。
- (3) 都市自治体に必要な消防団員を確保するため、所要の財政措置を講じるとともに、支援策の充実を図ること。
- (4) 住宅火災発生時における住民の生命・身体の安全確保と防災意識の向上を図るため、住宅用火災警報器の設置の普及促進を図るとともに、財政措置を講じること。
- (5) 消防長の任命資格を定めた政令を廃止するなど、義務付け・枠付けについて見直しを行うこと。

新たな過疎対策法の制定と過疎対策の推進に関する 提言・重点要望

過疎地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 過疎地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成等、過疎地域の振興と自立促進を図るとともに、限界集落をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、平成 22 年 3 月 31 日をもって失効する現行の過疎地域自立促進特別措置法に続く、新たな過疎対策法を制定すること。
2. 新たな過疎対策法においては、過疎地域が森林・農地の維持・管理を通じて担っている土砂災害の防止、水源の涵養、食料・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、自然環境や景観の保全等の多面的・公益的機能を積極的に評価し、新しい過疎対策の理念を確立するとともに、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記すること。
3. 新たな過疎対策法における過疎指定要件については、現行過疎法に基づくみなし過疎地域及び一部過疎地域を含む現在の過疎指定地域を引き続き指定することを基本としつつ、森林、耕作地の面積や人口密度、高齢者比率等、過疎地域の実情を踏まえた指定要件及び指定単位を設けること。
4. 過疎地域が安全・安心に暮らせる地域として健全に維持され、都市地域と過疎地域が相互に支え合う「持続可能な共生社会」の形成が図られるよう、過疎地域における医療、交通、雇用の確保、農地・森林の保全等の環境対策、教育環境や情報通信基盤等の生活環境基盤の整備、限界集落をはじめとする集落対策並びに都市との交流、人材育成等のソフト事業の支援策等を講じること。
5. 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、過疎関係都市に対する地方交付税による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。

6. 過疎地域において特に重要な財源となっている過疎対策事業債について、必要額を確保するとともに、病院事業債の充当率の引き上げや耐震防災事業、自然エネルギー関連施設整備事業等を対象に加えるなど、対象事業の拡大や要件の緩和を行い、弾力的な運用を図ること。

また、過疎対策事業債の元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

7. 過疎地域における集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域づくりを含めたハード、ソフト両面にわたる取り組みを支援するため、過疎市町村に対する新たな交付金や過疎対策基金制度を創設するなど、財政支援の充実強化を図ること。

8. 過疎化や高齢化が進行している、いわゆる限界集落等において、農業、林業、畜産業等の振興及び集落の維持・活性化が図られるよう、積極的な財政措置を講じること。

また、集落支援員の設置や集落再編等の集落対策を推進するための支援を拡充すること。

9. 製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産の特別償却並びに製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者又は畜産業・水産業を行う個人に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置を引き続き継続すること。

また、新エネルギー関連事業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産を新たに特別償却の対象とすること。

10. 新たな過疎対策法の税優遇対象業種に「農村地域工業等導入促進法」及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の対象業種を加え、対象要件を緩和すること。

自主的な市町村合併の推進に関する提言・重点要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 市町村が自主的な合併を円滑に進めることができるよう、平成 22 年度以降においても地方税の課税免除・不均一課税等の特例措置等を引き続き講じること。
2. 合併市町村等に対する財政措置等について
 - (1) 旧合併特例法及び現行合併特例法に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置や障害を除去するための措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延長を図るなど、引き続き合併市町村における一体的な振興を図るための事業が実施できるようにすること。
 - (2) 自主的合併、及び合併後のまちづくりを円滑に進展することができるよう、適切な財政措置や流域下水道に関する規定の見直しを行うなど、必要な措置を講じること。
3. 合併特例債については、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じるとともに、合併 10 年経過後においても市町村建設計画に基づく事業が円滑に実施できるよう、合併特例債の発行可能期間の延長を含む特別の地方債措置を講じること。

また、合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置については、その所要額を確保すること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する提言・重点要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 条件不利地域等における携帯電話の不感の解消、ブロードバンド環境等の情報通信基盤の整備や維持管理に対する財政措置等を充実すること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

(1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について、早急に対応を促進すること。

特に、条件不利地域においては、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修など、難視聴地域解消への対策について、市民や都市自治体等に対して財政措置を含め必要な措置を講じること。

(2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、国民への説明を徹底するとともに、市町村に対し十分な情報提供を行うなど、適切な対応を図ること。

また、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を講じること。

(3) CATVにおいては、アナログ放送視聴時と同様の放送局を視聴できるよう必要な措置を講じること。

また、大量に処分されるアナログ放送対応テレビについて、適切な処理が行われるよう、国の責任において必要な対策を講じること。

都市税財源の充実確保に関する提言・重点要望

地域主権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じるよう提言し、要望する。

また、国の平成 22 年度予算については、都市自治体の予算編成に支障がないよう年内に編成するよう求める。

1. 地方交付税の復元・増額及び法定率の引上げ

(1) これまでの地方交付税の大幅な削減によって財源調整・財源保障機能が低下し、地域間格差を招き、必要とされる事業の実施も困難となっている。そこで、地方交付税の有するこれらの機能を回復し、強化するため、地方交付税を復元するとともに、増大する財政需要を的確に反映し、その増額を図ること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を目指すとともに、その総額を確保し、併せて、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

(2) 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や道路・橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、都市自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させること。

(3) 地方自治体の固有財源である地方交付税が、国の裁量により一方的に削減されることがないように、安定的な地方財政を保障する観点から、国から恩恵的に与えられたものではないことを明確化するため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

2. 地方税等自主財源の充実強化

(1) 税制改革は、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5 : 5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

(2) 今後、地域の実情に基づき都市自治体が主体的な判断によって行う生活、福祉、教育サービスや社会基盤施設の維持・改修等に係る経費がますます増大することが見込まれる。

については、税制改革を実施するに当たっては、都市自治体がこれらの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう自主一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築すること。

- (3) 自動車関係諸税の暫定税率については、極めて厳しい地方財政の状況、道路整備などの財政需要及び地球温暖化対策などの観点から、代替財源を示すことなく安易に廃止することがあってはならないこと。

なお、暫定税率の見直しに関連し、いわゆる環境税の検討に際しては、都市自治体の環境施策に果たす役割や財政負担を十分勘案し、地方税としての検討も行うこと。

- (4) 地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源である。そのため、たばこ税の税率の見直しの際には、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合1：1を堅持する等、地方税が増収となるよう措置をすること。

- (5) 地方税の課税主体は地方自治体であることから、政府税制調査会での税制改正の検討に当たっては、地方が主体的に制度設計に参画する仕組みを構築すること。

3. 公債費負担の軽減と資金調達の円滑化

- (1) 公的資金の繰上償還については、財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、平成21年度までの補償金免除繰上償還措置を延長するとともに、対象要件の緩和・拡大を図ること。

- (2) 非居住者等の受け取る地方公共団体金融機関が発行する振替債等の利子に係る非課税制度を創設すること。

- (3) 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化を図ること。

4. 自由度を高める国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金の廃止と一括交付金の創設にあたっては、都市自治体の意見を十分踏まえ、必要とする事業の執行に支障が生じないように、その総額確保方策や配分方法とともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。

5. 直轄事業負担金制度等の改革

国直轄事業負担金については、維持管理費負担金の速やかな廃止などの改善を図るとともに、都道府県事業における市町村負担金や都道府県から市町村に対し一部転嫁されている国直轄事業負担金についても、事前協議の充実等の手続き面の改善だけでなく、都道府県と市町村との役割分担の基本に沿った見直しを行うこと。

また、国直轄事業負担金を廃止する場合においては、必要な事業は確実に実施できるよう財源を確保するとともに、都道府県事業に対する都市負担金制度についても、必要な事業の財源を確保したうえ、これを廃止すること。

6. 地域雇用・経済対策や子育て少子化対策に係る交付金等の継続的な措置

平成20年度以降の補正予算等により、臨時・緊急的な措置として講じられた交付金事業等のうち、地域雇用・経済対策や妊産婦健診・出産一時金の拡大等の子育て少子化対策などとして実施され定着している事業については、一過性のものとすることなく、継続的な財政措置を講じること。

介護保険制度に関する提言・重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
2. 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
3. 介護保険料の特別徴収について、口座振替との選択制を導入することなく、社会保険料控除が適用されるよう対応策を講じること。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 に関する提言・重点要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度の一本化について

後期高齢者医療制度の廃止については、現行制度が一定の定着をみていることから、被保険者をはじめ現場に混乱が生じることのないよう、都市自治体の意見を十分に尊重して検討すること。

また、後期高齢者医療制度を廃止して新たに創設する医療保険制度については、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国民健康保険制度の再編・統合などを早急に検討すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 高額医療費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、平成 22 年度以降においても引き続き継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 特定健康診査・特定保健指導について

① 市町村国保に義務付けられる特定健康診査・特定保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置を講じること。

また、特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう対策を講じるとともに、医療保険者の健診体制を整備できるようにすること。

② 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の廃止については、現行制度が一定の定着をみていることから、被保険者をはじめ現場に混乱が生じることのないよう、都市

自治体の意見を十分に尊重して検討すること。

(2) 後期高齢者医療制度の保険料負担軽減等の特別対策については、平成 22 年度以降においても引き続き継続し、国の責任において十分な財政措置を講じること。

福祉施策に関する提言・重点要望

福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築等を着実に推進すること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院に対し、適切な措置を講じること。

また、病院事業債の所要額を確保し、償還期間の延長を図ること。

2. 子ども手当の創設について

子ども手当の創設にあたっては、都市自治体の意見を十分反映するとともに、これに要する経費は人件費や事務費を含め全額国庫負担とし、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

3. 障害者施策の充実等について

(1) 障害者自立支援法を廃止して、施策の見直しを行うことについては、性急な変更により現場に混乱を招かぬよう、早期に適切な情報を提供し、国民の理解を深めるとともに、十分な準備期間を設け、都市自治体の意見も踏まえて計画的に実施すること。

また、システム改修経費をはじめ制度の見直しに伴う費用に対して、十分な財政措置を講じること。

(2) 障害者(児)の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、更なる財政措置の充実を図ること。

4. 生活保護制度について

生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言・重点要望

循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都市自治体に配慮したより良いリサイクル制度を構築するべく、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度について検討すること。

義務教育施策等に関する提言・重点要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設に係る耐震補強事業に対する財政措置の拡充について

(1) 公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。

特に、耐震補強事業に係る補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2) 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進するため、財政措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。

また、同法改正により耐震補強事業の補助率が引き上げられたが、すでに同事業を実施した都市自治体に対しても、当該補助率の遡及措置を講じること。

2. 分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

(3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進に向け、当面、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する特別支援教育支援員等の適正配置など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること。

5. 高等学校授業料の無償化については、全額国庫負担とするとともに、市町村を事業主体とはしない間接給付等の方法で実施すること。

道路整備財源の確保等に関する提言・重点要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備財源を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方の計画的な道路整備のための財源確保について

- (1) 地方の必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
- (2) 都市自治体が必要とする道路整備やバス路線廃止等に伴う代替交通の確保等に充当される「地域活力基盤創造交付金」については、地方公共団体が作成した地域活力基盤創造計画に記載されている事業の実施に支障が生じないように必要とする財源を確保するとともに、運用の更なる弾力化を図ること。

2. 高速自動車国道、一般国道、地方道等による有機的なネットワークを形成し、円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。

3. 高速道路の無料化については、公共交通機関等に与える影響や地球温暖化への影響などを十分勘案のうえ慎重に検討されたいこと。

特に、地方が必要とする道路の整備に支障が生じないように、高速道路や一般道路の整備のための財源確保方策についても明確に示すこと。

4. 橋梁の長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、対象橋梁の範囲を広げること。また、橋梁の維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

運輸・交通政策に関する提言・重点要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
3. 生活交通維持対策について
 - (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通施策を推進するために十分な財政支援の充実を図ること。

特に、高速道路の無料化が地域の公共交通機関に与える影響を勘案し、高齢者等の交通弱者の足を奪うこととならないよう十分配慮すること。
 - (2) 地域住民にとって最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線の維持に関する財政支援の充実を図ること。
 - (3) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路維持に関する財政支援の充実を図ること。
4. 港湾・海岸の整備について
 - (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
 - (2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

また、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
 - (3) 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、国際流通港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹

線臨港道路の整備の推進を図ること。

5. 漂着・漂流ごみ対策について

- (1) 新たに制定された海岸漂着物処理推進法に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を早急に策定するとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
- (2) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し十分な財政措置を講じるとともに、一斉清掃活動等の啓発・普及に努めること。
- (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について協議を行うこと。
- (4) 漂流ごみの海上回収を行う専用船舶の配備を充実し、漂流ごみの漂着前回収に積極的に取り組むこと。

農林水産政策に関する提言・重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

また、農林水産業の戸別所得補償制度等については、その詳細を早急に明らかにするとともに、都市自治体の意見を十分踏まえ、事務コストの増加をもたらさない効率的な制度を検討されたい。

1. 米政策の推進について

- (1) 米戸別所得補償制度については、具体的な内容を早急に明らかにするとともに、農家が安心して生産できる制度とすること。
- (2) 水田を有効活用して、麦・大豆・新規需要米等の生産を行う販売農家に対する財政支援の充実を図るとともに、新規需要米の流通経路の確立など生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化について

- (1) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。
- (2) 現行の配合飼料価格安定制度のあり方の見直しを行うなど、畜産・酪農農家の経営支援に向けた抜本的な経営安定対策を推進すること。

3. 中山間地域等直接支払制度については、平成 22 年度以降も継続するとともに、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里（いわゆる限界集落）」をはじめとする農山村の振興・活性化を図るため、農地・水・環境保全向上対策など諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化すること。

4. 森林整備等の推進について

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。

(2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

5. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策のさらなる充実強化を図るとともに、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。

また、離島漁業再生支援交付金制度については平成 22 年度以降も継続すること。

地域経済の活性化及び地方消費者行政の推進 に関する提言・重点要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雇用の維持・拡大に努めている中小企業に対しては、税制上の優遇措置を講じ、融資制度の拡充を図るとともに、地域の実態を踏まえ、より弾力的な運用を可能とするなど、きめ細かな対策を総合的かつ継続的に講じること。
2. 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、平成 21 年度までとされている緊急保証制度について、取扱期間を延長するとともに、更なる拡充を図るべく、引き続き総合的な中小企業等対策を実施すること。
3. 地域経済を活性化するため、農村地域工業等導入促進法に基づく減収補てん措置の延長、企業立地促進法に基づく課税免除の対象拡大など、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。
4. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
5. 電源立地地域対策等について
 - (1) 平成 22 年度末より順次期限切れとなる電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金相当分)の交付期間延長と交付限度額の確保を図ること。
 - (2) 平成 22 年度末で期限切れとなる「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と拡充を図ること。
6. 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、情報ネットワークの整備や一元的な体制整備、消費生活相談を担う人材の育成等、消費者に最も身近な最前線の相談窓口である市町村に対する積極的な支援措置を講じること。